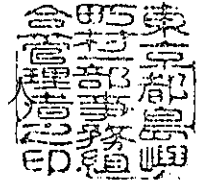


5 東嶼一組発第 273 号
令和 6 年 3 月 13 日

事務局用パソコン賃貸借（長期継続契約）
入札参加者各位

東京都島嶼町村一部事務組合
管理者 村山 将



入札に係る質問に対する回答について

令和 6 年 3 月 11 日までに受領した質問に対する回答は下記の通りです。

記

問 1 入札書に記載する入札金額について、賃借料の総額/税抜を記載するという認識でよろしいでしょうか。

答 お見込みの通りです。

問 2 本件、契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。

答 お見込みの通りです。

問3 入札公告7入札手続き等(7)③について、積算内訳書は入札書とあわせて提出が必要でしょうか。その場合、入札書とあわせて封をして提出する形でよろしいでしょうか。

また、積算内訳書の指定様式はございますでしょうか。指定がない場合、記載すべき項目をご教示いただけますでしょうか。

答 入札に際しての積算内訳書の取扱いは、あらかじめの作成を必須とし、入札書とあわせての提出は任意とします。但し、提出を求めた際、提出しないものについては当該入札を無効としますので、この点ご注意ください。

積算内訳書の様式は任意とします。記載すべき項目については、別紙、積算内訳書の通りとします。

問4 機器の使用場所は島嶼会館(1ヶ所)で、屋内のみという認識でよろしいでしょうか。

答 基本的な使用方法はお見込みの通りです。但し、ノート型パソコンについては、職員自宅ほか、会議等の出張先で臨時に使用する場合がございます。いずれの場合も屋内での使用を想定しています。

問5 機器に付保する動産総合保険については特約等の指定はなく、リース期間に応じて逡減する通常の動産総合保険でよろしいでしょうか。

答 お見込みの通りです。

問6 賃貸借期間終了後の機器撤去費用について、賃貸借料に含めるという認識でよろしいでしょうか。賃貸借料に含める場合、貴組合にて機器を1ヶ所に集約していただけますでしょうか。

また、データ消去についてはセキュリティが確保された弊社ヤードにてソフトウェア上書きによるデータ消去を実施させていただき、完了後に弊社様式のデータ消去証明書を提出させていただく想定ですが、よろしいでしょうか。

答 機器撤去費用については、本契約に定める賃貸借料に含みます。また撤去に際しては、島嶼会館2階の執務室に賃借人が機器を集約します。

データ消去については、ソフトウェア上書きによることを認めます。その他、契約約款及び仕様書に定めのない事項については、仕様書 1 1 の定めにより協議とします。

問 7 万が一の想定にはなりますが、新型コロナウイルスの感染拡大等の落札業者に起因しない事由により、全国的なサプライチェーンに遅延等が発生し、納品に遅延が生じた場合、賃貸借期間開始日の延長等の協議に応じていただけますでしょうか。

答 当該事由の発生時点が契約締結後の場合においては、契約約款第 7 条の規定によりこれを扱います。但し、賃貸借期間開始日の延長が相当の期間に及ぶ場合は、同約款第 2 1 条第 1 項第 1 号の規定によりこれを扱う場合があります。

なお、本契約の賃貸借物件は、賃借人の業務に常時使用する物件となり、賃借人が現に使用するパソコン一式は、令和 6 年 6 月 3 0 日をもってリース満了となります。

以上

〒105-0022 東京都港区海岸一丁目 4 番 15 号 東京都島嶼町村一部事務組合 総務課 TEL 03-3432-4961 FAX 03-3433-1929
--